合同会社 K-power entertainment に係る相談

1 相談受付状況

消費生活相談の状況(2022年9月末現在)

(1) 受付件数

2021年度:8件、2022年度:17件

(2) 契約者年齢

10代:5件 20代:17件 30代:2件 不明:1件

平均 22.7 歳

(3) 契約金額(1円未満切捨て)

平均 261,250 円

2 関係法令

〇特定商取引に関する法律 (抜粋)

(定義)

第2条 この章及び第58条の18第1項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一略
- 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業 所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者(以下「特定顧客」という。)から売 買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは特定権利の販売又 は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務 の提供

(訪問販売における氏名等の明示)

第3条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について 勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

(訪問販売における書面の交付)

第4条 略

第5条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項(同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一~二 略

三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは特定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務 提供契約を締結したとき。

(禁止行為)

第6条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

一~六 略

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であって、顧客又は購入者 若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

$2 \sim 3$ 略

4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

(指示等)

第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該違反又は当該行為の是正のための措置、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るための措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一~四 略

- 五 前各号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であって、訪問販売に係る取引の公正及び購入 者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの
- 2 主務大臣は、前項の規定による指示をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(販売業者等に対する業務の停止等)

- 第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から 第6条までの規定に違反し若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取 引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、 又は販売業者若しくは役務提供事業者が同項の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役 務提供事業者に対し、2年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきこと を命ずることができる。 以下略
- 2 略
- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(役員等に対する業務の禁止等)

- 第8条の2 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者に対して前条第1項の規定により業務の停止を命ずる場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が当該命令の理由となった事実及び当該事実に関してその者が有していた責任の程度を考慮して当該命令の実効性を確保するためにその者による訪問販売に関する業務を制限することが相当と認められる者として主務省令で定める者に該当するときは、その者に対して、当該停止を命ずる期間と同一の期間を定めて、当該停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。)の禁止を命ずることができる。
 - 一 当該販売業者又は当該役務提供事業者が法人である場合 その役員及び当該命令の日前一年以内に おいてその役員であつた者並びにその使用人及び当該命令の日前一年以内においてその使用人であつ た者 以下略
- 9 略
- 3 主務大臣は、前二項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(都道府県が処理する事務)

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府 県知事が行うこととすることができる。

〇特定商取引に関する法律施行令(抜粋)

(都道府県が処理する事務)

第19条 法第7条…に規定する主務大臣の権限に属する事務…で、当該都道府県の区域内における…役務 定業事業者…の業務…に係るものは、都道府県知事が行うこととする。…

〇特定商取引に関する法律施行規則(抜粋)

(営業所等)

- 第1条 特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第2条第1項第1号の主務省令で定める場所は、 第1号から第4号まで及び第6号に掲げるものとし、法第58条の4において定める場所は第1号から第 3号まで、第5号及び第6号に掲げるものとする。
 - 一 営業所
 - 二 代理店
 - 三 露店、屋台店その他これらに類する店
 - 四 前3号に掲げるもののほか、一定の期間にわたり、商品を陳列し、当該商品を販売する場所であって、店舗に類するもの
 - 五 第1号から第3号までに掲げるもののほか、一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、 当該種類の物品を購入する場所であって、店舗に類するもの
 - 六 自動販売機その他の設備であって、当該設備により売買契約又は役務提供契約の締結が行われるものが設置されている場所

(訪問販売における書面の交付等)

- 第3条 法第四条第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
 - 三 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日
 - 四 商品名及び商品の商標又は製造者名
 - 五 商品に型式があるときは、当該型式
 - 六 商品の数量
 - 七 引き渡された商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の販売業者の責任について の定めがあるときは、その内容
 - 八 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
 - 九 前二号に掲げるもののほか特約があるときは、その内容

(訪問販売における禁止行為)

- 第7条 法第7条第1項第5号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。
 - 二 以下略

(法第八条の二第一項の主務省令で定める者)

第7条の4 法第8条の2第1項の主務省令で定める者は、法第8条第1項前段の規定により停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしている者とする。

○県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(抜粋)

(不当な取引行為の禁止)

- 第13条 知事は、事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。
 - 一 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務に関する重要な情報を提供せず、又 は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な 方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二以下 略

2 事業者は、消費者との間で商品又は役務の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不当な取引行為を行つてはならない。

(不当な取引行為に関する調査等)

第13条の2 知事は、事業者が前条第1項の規定により定められた不当な取引行為を行っている疑いがある と認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品又は役務の取引について必要な調査を行うもの とする。

2 略

(不当な取引行為の是正勧告)

第13条の3 知事は、事業者が第13条第1項の規定により定められた不当な取引行為を行っていると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当な取引行為を是正するよう勧告することができる。

○県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(抜粋)

(不当な取引行為)

- 第2条 条例第13条第1項第1号の行為に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。
 - (1) 商品を販売し、若しくは役務を有償で提供する意図を明らかにせず、若しくは商品を販売し、若しくは役務を有償で提供すること以外のことが主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告宣伝により消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為(2)~(3)略
 - (4) 消費者の契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべき事項について消費者に事実と異なることを告げ、若しくは誤信させるような情報を提供し、又は将来における変動が不確実な事項について消費者に断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

(5)~(7)略

- (8) 消費者を電話等により営業所その他の場所に誘引し、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為
- (9)~ (22) 略